

介護給付費分科会 訪問介護の基本報酬引下げで決定

1月22日に開催された介護給付費分科会において、2024年度の介護報酬改定内容が了承されました。この決定に続き、社会保障審議会が武見敬三厚生労働大臣に対して答申を行い、約1ヶ月間のパブリックコメントの募集を経て、告示が公布され、関連通知が発出される予定です。

物価高騰による利益率の低下などを受けて、特別養護老人ホームや介護老人保健施設の基本報酬が引き上げられることになりました。その他、通所介護や訪問看護などの基本報酬は引き上げられた一方で、**訪問介護においては、処遇改善加算の加算率の引き上げや、「口腔連携強化加算」(新設)の評価などが行われながらも基本報酬の単位数は2%ほど引き下げられ、訪問介護事業者には大変厳しい改定となりました。**訪問介護の基本報酬の引き下げについては、民間介護事業推進委員会、医師会、介護福祉士会、認知症の人と家族の会、連合の委員の発言などから遺憾の訴えがありました。

2024年度介護報酬改定 訪問介護の基本報酬

		現行		改定後
身体介護	20分未満	167単位	➔	163単位
	20分以上30分未満	250単位		244単位
	30分以上1時間未満	396単位		387単位
	1時間以上1時間30分未満	579単位		567単位
	以降30分を増すごとに算定	84単位		82単位
		現行		改定後
生活援助	20分以上45分未満	183単位	➔	179単位
	45分以上	225単位		220単位
	身体介護に引き続き生活援助を行った場合	67単位		65単位
		現行		改定後
通院等乗降介助		99単位	➔	97単位

訪問介護 一本化後の処遇改善加算の新たな加算率

介護職員等処遇改善加算 (I) = 24.5% 介護職員等処遇改善加算 (II) = 22.4%
 介護職員等処遇改善加算 (III) = 18.2% 介護職員等処遇改善加算 (IV) = 14.5%

②訪問介護の基本報酬のマイナス幅は、前回の引下げに比べて、喫緊の課題として、ヘルパーの人材確保が、重要な課題である。調査では、訪問介護の収入が、差は高く出ているが、これは、同一建物内におけるサービスが含まれているからであり、それを除いた(地域の)事業所は、相当低く、引き下げの対象ではない。一律に訪問介護の報酬が引き下げられるのは遺憾である。

①特定事業所加算や総合マネジメント強化加算など、加算の要件や具体的な運用について、丁寧かつわかりやすい説明をお願いしたい。また、療系サービスは六月施行となり、対応を現場での混乱がないよう十分に対応をお願いしたい。

民間介護事業推進委員会の意見

訪問介護については、人件費率が高いサービスであり、人材確保のために、**処遇改善加算の充実を最優先に考慮している。**現行の3加算の最上位を取った場合よりも、新加算の最上位は引き上げを行っても、訪問介護は規模事業者が多いので、今後、加算取得できるような支援を行っていく。経営実態調査からの経営状況などを踏まえて、メリハリのある改定内容として、他の加算評価を設けており、改定内容全体をみていただけないか、改定

厚労省からの説明